

# 個人情報保護条例

制定	平成13年岩手県条例第7号
一部改正	平成16年岩手県条例第57号
一部改正	平成18年岩手県条例第8号
一部改正	平成19年岩手県条例第44号
一部改正	平成20年岩手県条例第22号
一部改正	平成20年岩手県条例第60号
一部改正	平成21年岩手県条例第70号
一部改正	平成25年岩手県条例第17号
一部改正	平成27年岩手県条例第14号
一部改正	平成27年岩手県条例第55号
一部改正	平成28年岩手県条例第19号
一部改正	平成29年岩手県条例第11号
一部改正	平成30年岩手県条例第10号

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

#### 第1節 実施機関の義務（第3条－第9条）

#### 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止（第10条－第37条）

#### 第3節 救済措置（第38条－第40条）

#### 第4節 是正申出等（第41条－第45条）

### 第3章 事業者が保有する個人情報の保護（第46条－第50条）

### 第4章 附属機関

#### 第1節 岩手県個人情報保護審査会（第51条－第64条）

#### 第2節 岩手県個人情報保護審議会（第65条－第68条）

### 第5章 雑則（第69条－第71条）

### 第6章 罰則（第72条－第76条）

### 第7章 県が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報の保護（第77条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第60条を除き、以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一

切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、採用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員（議会にあつては、事務局の職員に限る。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用若しくは調査研究用の資料として特別の管理がされているもの

- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。第 32 条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

## 第 2 章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第 1 節 実施機関の義務

（個人情報取扱事務の登録）

第 3 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を分掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目（要配慮個人情報が含まれるときは、その旨）
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (9) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務（実施機関が公安委員会又は警察本部長（以下「公安委員会等」という。）である場合に限る。）

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会等は、第1項第5号の記録項目の一部若しくは同項第7号から第9号までに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項の全部若しくは一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

（収集の制限）

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。ただし、公安委員会等が犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として収集するとき

(7) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、岩手県個人情報保護審議会（以下この章において「審議会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがあると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、要配慮個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第5条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、第22条第1項及び第33条第1項にお

いて同じ。)を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合であって、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認められるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第5条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び第33条の2第1項において同じ。）を取り扱う目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供の制限)

第6条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保たなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的資料又は学術研究用若しくは調査研究用の資料として特別の管理がされることとなる個人情報については、この限りでない。

(職員等の義務)

第8条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託等に伴う措置等)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に個人情報を取り扱う事務を行わせるときは、当該委託に係る契約又は当該指定管理者との間で締結する協定において、個人情報の保護のために当該委託を受けた者又は当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者又は個人情報を取り扱う事務を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務又は同項の指定管理者に係る個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、個人情報取扱事務に係る自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項に規定する開示の請求（本人の委任による代理人にあっては、特定個人情報に係る請求に限る。）をすることができる。

3 死者に関する個人情報については、前2項の規定にかかわらず、当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、第1項に規定する開示の請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第11条 前条各項の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、本人、その法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は前条第3項の死者に関する個人情報を請求できる者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第10条第2項の規定に基づき未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第20条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困

- 難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第12条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、当該個人情報を取り扱う目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第1項ただし書に該当する場合における当該個人情報を取り扱う目的については、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が記録された公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第17条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に行なければならない。ただし、第11条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 18 条 開示請求に係る個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。第 31 条第 1 項において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 16 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 20 条 開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 39 条第 3 項及び第 40 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 12 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 14 条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 39 条第 1 項及び第 3 項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 21 条 個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれが



あると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第 16 条第 1 項に規定する通知があった日から起算して 30 日以内にならなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 個人情報の開示を受ける者は、本人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。ただし、当該開示を受ける者が送付による開示を希望した場合は、この限りでない。
- 5 開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して 30 日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、第 3 項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第 22 条 実施機関は、法令等（情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）及び岩手県議会情報公開条例（平成 11 年岩手県条例第 61 号）を除く。以下この条及び第 25 条第 1 項において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求等の特例)

第 23 条 実施機関が別に定める個人情報は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定に基づく口頭による開示請求があつたときは、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

(費用負担)

第 24 条 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権)

第 25 条 何人も、自己に関する個人情報（次に掲げるものに限る。第 33 条第 1 項において同じ。）について、事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報

(2) 開示決定に係る個人情報であつて、法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にならなければならない。

(訂正請求の手續)

第 26 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日、開示を受けた個人情報の内容その他訂正請求に係る個人情報特定するに足りる事項
  - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
  - (4) その他実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第 27 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正する権限がないときを除き、当該個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 28 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 29 条 第 17 条の規定は、前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)の期限について準用する。この場合において、第 17 条第 1 項中「15 日以内」とあるのは「30 日以内」と、「第 11 条第 3 項」とあるのは「第 26 条第 3 項において準用する第 11 条第 3 項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第 30 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条において読み替えて準用する第 17 条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条において読み替えて準用する第 17 条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第 31 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第 19 条第 3 項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 28 条第 1 項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第 32 条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務

関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第33条 何人も、自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条の規定に違反して収集されたとき、第5条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第7条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第5条又は第6条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第10条第2項及び第3項並びに第25条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求について準用する。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第33条の2 何人も、自己に関する第25条第1項各号に掲げる個人情報のうち特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第5条の2の規定に違反して利用されているとき、第7条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
- (2) 番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

2 第10条第2項及び第25条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求について準用する。

（利用停止請求の手續）

第34条 第33条第1項又は前条第1項の規定に基づく利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日、開示を受けた個人情報の内容その他当該個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第11条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（個人情報の利用停止義務）

第35条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請

求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限等)

第37条 第17条の規定は、前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）の期限について準用する。

この場合において、第17条第1項中「15日以内」とあるのは「30日以内」と、「第11条第3項」とあるのは「第34条第2項において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。

2 第30条の規定は、利用停止決定等の期限の特例について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「第37条第1項」と読み替えるものとする。

### 第3節 救済措置

(審理員の指名等の適用除外)

第38条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第39条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩手県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書が提出された場合にあつては、弁明書の写し及び当該反論書の写し）を添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（次項及び第56条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して裁決をしなければならない。

5 前項の裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第40条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 第4節 是正申出等

(是正申出)

第41条 何人も、実施機関の自己に関する個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく是正の申出（以下「是正申出」という。）について準用する。

(是正申出の手続)

第42条 是正申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 是正申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 公文書の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 是正を求める理由及び内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第11条第2項及び第3項の規定は、是正申出について準用する。

(是正申出に対する措置)

第43条 実施機関は、是正申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正申出に対する処理をするとともに、その処理の内容を是正申出をした者に書面により通知しなければならない。

(是正の再申出)

第44条 前条の規定に基づく通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、是正の再申出（以下「再申出」という。）をすることができる。

2 第10条第2項及び第3項、第11条第2項及び第3項、第42条第1項並びに前条の規定は、再申出について準用する。

3 実施機関は、前項の規定により準用される前条の規定による再申出に対する処理を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(苦情の処理)

第45条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者の責務)

第46条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、必要な保護措置を講ずる等、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(県の支援)

第47条 知事は、事業者における個人情報保護の取組を支援するため、必要な情報の提供、助言、広報、啓発活動等の施策の実施に努めなければならない。

(苦情相談)

第48条 知事は、事業者における個人情報の取扱いに関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせん等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(出資法人)

第49条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(国等との協力)

第50条 知事は、事業者が保有する個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、国の機関又は他の地

方公共団体（以下「国等」という。）に協力を求め、又は国等からの協力の求めに応ずるものとする。

#### 第4章 附属機関

##### 第1節 岩手県個人情報保護審査会

（設置等）

第51条 第39条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、岩手県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を通じて必要があると認めるときは、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第52条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第53条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第54条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第55条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、第39条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

（審査会の調査権限）

第56条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第57条 審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 58 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 59 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 56 条第 1 項の規定に基づき提示された公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定に基づく調査をさせ、又は第 57 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 60 条 審査会は、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 58 条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 61 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 62 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第 63 条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第 64 条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第 2 節 岩手県個人情報保護審議会

(設置)

第 65 条 実施機関の諮問に応じ、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び番号利用法第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べるができる。

(組織等)

第 66 条 第 52 条から第 54 条まで及び第 55 条第 1 項から第 3 項までの規定は、審議会について準用する。

(専門委員)

- 第66条の2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
  - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
  - 4 第53条第4項の規定は、専門委員について準用する。
  - 5 専門委員は、専門の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前条の規定により準用される第55条第2項及び第3項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第67条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第68条 この節に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第5章 雑則

(適用除外)

第69条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。)に含まれる個人情報
  - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
  - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - (4) 統計法第2条第1項に規定する行政機関(以下この号において「行政機関」という。)が同法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定により同法第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章(第1節を除く。)の規定は、適用しない。

(実施状況の公表)

第70条 知事は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、審議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(補則)

第71条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第6章 罰則

第72条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第9条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者に係る個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(個人情報(死者に関するものを除く。以下この章において同じ。))を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限り、(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第73条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報で公文書に記録されているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第74条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属



する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第75条 第53条第4項（第66条及び第66条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第76条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第7章 県が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報の保護

第77条 県が設立した地方独立行政法人は、この条例（第3章を除く。）の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第4号	職員（議会にあっては、事務局の職員に限る。以下同じ。）	役員又は職員
	職員が	役員又は職員が
第3条第3項第1項	職員又は職員であった者	役員若しくは職員又は役員若しくは職員であった者
	職員の職務	役員又は職員の職務
第8条	職員又は職員であった者	役員若しくは職員又は役員若しくは職員であった者
第72条	職員若しくは職員であった者	役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であった者
第73条	前条	前条（第77条の規定によりみなして適用される場合を含む。）
第74条	職員	役員又は職員

附 則

- この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第4条第2項第7号及び第3項ただし書、第5条第1項第6号、第6条第2項並びに第4章第2節の規定は、平成13年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第3条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについて、この条例の施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成16年12月17日条例第57号）

（施行期日）

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める部分は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行前にこの条例による改正前の第10条第1項、第21条第1項又は第24条第1項の規定に基づきされた請求については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に議会及び県が設立した地方独立行政法人において行われているこの条例による改正後の第3条第1項に規定する個人情報取扱事務に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについて、個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年岩手県条例第57号）の施行後遅滞なく」とする。
- 議会は、この条例による改正後の個人情報保護条例の規定により岩手県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならないこととされている事項については、この条例の施行前においても、岩手県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

- 5 住民基本台帳法施行条例（平成 14 年岩手県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「第 55 条第 1 項」を「第 65 条第 1 項」に改める。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第 10 条第 1 項の規定に基づきされた請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に公安委員会又は警察本部長（以下「公安委員会等」という。）において行われているこの条例による改正後の第 3 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務に係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについて、個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 8 号）の施行後遅滞なく」とする。
- 4 公安委員会等は、この条例による改正後の個人情報保護条例の規定により岩手県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならないこととされている事項については、この条例の施行前においても、岩手県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

（岩手県警察本部組織条例の一部改正）

- 5 岩手県警察本部組織条例（昭和 29 年岩手県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（分掌事務） 第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 （1） 警務部 ア～ク [略]</p> <p>ケ [略] コ [略] サ [略] シ [略] ス [略] セ [略] ソ [略] タ [略] チ [略] ツ [略] テ [略]</p> <p>（2）～（5） [略]</p>	<p>（分掌事務） 第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 （1） 警務部 ア～ク [略] ケ 個人情報の保護に関すること。 コ [略] サ [略] シ [略] ス [略] セ [略] ソ [略] タ [略] チ [略] ツ [略] テ [略] ト [略]</p> <p>（2）～（5） [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則（平成 19 年 7 月 9 日条例第 44 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日条例第 22 号抄）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 12 日条例第 60 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 15 日条例第 70 号抄）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 17 号抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第14号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月13日条例第55号）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であって、この条例の施行の日以後この条例による改正後の個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に該当することとなるものを取り扱う事務に係る改正後の条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第55号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成28年3月25日条例19号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 情報公開条例の規定による開示決定等又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る裁決又は決定の手続については、なお従前の例による。
- 3 個人情報保護条例の規定による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであって、行政不服審査法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る裁決又は決定の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日条例第11号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第1条（表2の項の改正部分に限る。次項を除き、以下同じ。）の規定の施行の日以後において同条の規定による改正後の個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2号に規定する要配慮個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）（改正後の条例第4条第4項第1号及び第2号の規定並びに附則第5項の規定により読み替えて適用される同条第4項第3号の規定に該当して収集し、保有されるものを除く。）を取り扱う事務を行うこととなる実施機関は、第1条の規定の施行前においても、岩手県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

- 3 第1条（表1の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の施行の際現に実施機関において行われている事務であって、同条の規定による改正後の個人情報保護条例第3条第1項の規定により新たに個人情報取扱事務となるものに係る同条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第10号）の施行後遅滞なく、」とする。
- 4 第1条の規定の施行の際現に実施機関が保有している個人情報であって、同条の規定の施行の日以後要配慮個人情報に該当することとなるものを取り扱う事務に係る改正後の条例第3条第2項の規定の適用に

については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例（平成 30 年岩手県条例第 10 号）第 1 条（表 2 の項の改正部分に限る。）の規定の施行後遅滞なく、」とする。

- 5 第 1 条の規定の施行の際現に実施機関が保有している個人情報（同条の規定による改正前の個人情報保護条例第 4 条第 4 項第 3 号の規定に該当して収集し、保有していたものに限る。）であって、第 1 条の規定の施行の日以後要配慮個人情報に該当することとなるものを取り扱う事務に係る改正後の条例第 4 条第 4 項第 3 号の規定の適用については、同号中「審議会の意見を聴いた上で、要配慮個人情報」とあるのは、「要配慮個人情報」とする。